

事業委託会計規則

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会（以下「学会」という。）の事業委託会計に関しては、一般社団法人日本福祉のまちづくり学会定款（以下「定款」という。）、一般社団法人日本福祉のまちづくり学会規約（以下「規約」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）

第1条 この規則は、学会本部（以下「本部」という。）・各委員会・各支部において、外部団体より受託する研究調査等の事業委託費に関して、会計上の処理についての事項を定めることを目的とする。

（受託について）

第2条 本部・各委員会・各支部において、外部団体等から事業を受託する際には、受託内容等を明記した書面をもって契約を結ぶものとする。学会側の契約者は、原則として学会長名とする。

（事業委託費の繰越について）

第3条 外部団体等から事業委託費において、契約期限内に限り学会年度を跨ぐ場合には、本部決算上の繰越金の中に含むものとする。ただし、次年度予算書の中に事業委託費として計上するものとする。

2 契約期限満了にともない事業委託費に残金が発生した場合の処理については、下記のとおりとする。

- 1) 契約上、残金が発生した場合、外部団体への返金が明記されている場合は、返金処理をする。
- 2) 契約上、残金が発生した場合、外部団体より返金を求められていない場合は、年度決算時に本部収入として計上する。ただし、受託した委員会・支部において、次年度予算上への配慮は行うものとするが、必ずしも予算組み入れを保証するものではない。

(規則の変更)

第4条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則

1 本規則は、令和2年4月28日から施行する。